

青森公立大学経営経済学部長の選考等に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 56 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 15 号

改正 平成 31 年 3 月規程第 9 号

改正 令和 4 年 11 月規程第 15 号

改正 令和 5 年 4 月規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森公立大学経営経済学部長（以下「学部長」という。）の採用のための選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

第 2 条 学部長は、教育研究審議会の審議を経て、第 6 条に基づき推薦された学部長候補者の中から学部長予定者を選考する。

2 学部長の選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。

3 理事長は、理事会の議決を経て、学部長を任命する。

(選考の時期等)

第 3 条 学部長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 学部長の任期が満了するとき。

(2) 学部長が辞任を申し出たとき。

(3) 学部長が欠員となったとき。

2 学部長の選考は、前項第 1 号に該当する場合においては任期満了の日前 1 月までに、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合においては辞任の申出があったとき又は欠員となったときに速やかに開始する。

(学部長候補者の資格)

第 4 条 学部長候補者は、本学の教授（採用予定者を含む。）であり、人格が高潔で学識が優れ、かつ、特に教育に識見を有する者でなければならない。

(学部長候補者推薦委員会)

第 5 条 第 3 条第 1 項各号に掲げる場合において、学部長候補者を推薦するため、教育研究審議会に学部長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

2 推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 教育研究審議会を構成する者のうちから当該教育研究審議会でも互選された者
3 名

(3) 事務局長

- 3 推薦委員会は、委員の互選により委員長を選出する。
- 4 委員長は、推薦委員会を代表し、推薦委員会の会議の議長となる。
- 5 推薦委員会は、推薦委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(学部長候補者の報告)

第6条 推薦委員会は、学部長候補者複数名を、学長に推薦するとともに教育研究審議会に報告するものとする。

(学部長の任期)

第7条 学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に定年退職又は公立大学法人青森公立大学特任教授嘱託規程第5条若しくは公立大学法人青森公立大学教育担当特別教授嘱託規程第5条に規定する委嘱期間満了(以下、「定年退職等」という。)となる学部長の任期は、正規の任期にかかわらず、定年退職等の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に該当し、任期満了した後に空白期間が生じた場合の新たな学部長の任期は、任命された日から起算して2年以内の3月31日までとし、第3条第1項第2号及び第3号並びに前項ただし書きのいずれかに該当する場合の新たな学部長の任期は、前任者の正規の任期の残任期間とする。

(補則)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(最初の学部長の選考等に関する特例)
- 2 この規程の施行の日後最初の学部長については、第2条から第7条までの規定にかかわらず、学長の推薦に基づき理事長が任命する。

附 則 (平成27年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第9号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和４年規程第１５号）

（施行期日）

この規程は、令和４年１月１日から施行する。

附 則（令和５年規程第５号）

（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。